

博士学位論文審査要旨

学位申請者氏名 鈴木優作
論文題目 日本探偵小説における〈狂気〉表象
審査委員（職名・氏名・印） 主査 教授 浜田 雄介 審査委員 教授 林 廣親 教授 久保田 篤
論文審査結果（ <input checked="" type="radio"/> 合）否）
論文審査の要旨 鈴木氏の論文は、「狂気」を軸に近代日本の探偵小説諸作品を分析し、探偵小説ジャンルと狂気表象の双方向的で多様な関係性を探るものである。以下にまず、概略をたどる。 従来、第二次大戦前の探偵小説は、犯罪事件に対する合理的謎解きを主体とする「本格」と怪奇性など合理ならざるものの表現に主眼を置く「変格」の二項対立で把握され、狂気は後者における主要モチーフとして位置づけられることが多かった。しかし、狂気はそのような通俗的な異常性のイメージで片付けられるべき性格のものではない。古代よりさまざまな形で日本の文化の中に扱われて来た狂気は、近代において、西洋精神科学の導入により「病」となり、精神病院など狂気を収容する場所が整備され、狂気を扱う法制度が確立するなどの変容を見せる。鈴木氏はそのような歴史的変遷の下にある狂気についての同時代言説を参照しつつ狂気と作品の関わりを分析することで、本格／変格の二項対立を超えた探偵小説というジャンルが成し遂げた表現の意味を明らかにしようとする。 第1部では、近代日本において登場した心理学・精神分析・優生学・犯罪人類学といった科学が、いかに狂気を対象とする探偵行為と関わり、ジャンルのドラマツルギーに関わったかを論じる。第1章では小栗虫太郎「後光殺人事件」を取り上げ、新宗教ブームを背景とした「狂信」の心理学的解明プロセスが探偵小説のプロットを強化していると論じ、第2章では夢野久作「ドグラ・マグラ」を取り上げ、犯罪の遺伝という身体に内在する狂気の理論化に、優生学・犯罪人類学への批判を読む。 第2部では、私宅監置・精神病院といった施設の整備普及を端緒に狂気を内包する場が探偵小説の舞台となり、作品内で機能するようになったことを論じる。第3章では大阪圭吉

「三狂人」を取り上げ、精神病院法により公的に補助される病院と家庭看護を掲げて経営難に陥る病院との差異が探偵役と犯人役を決定するさまを指摘し、第4章では大下宇陀児・水谷準・島田一男の合作「狂人館」を取り上げ、人物造型の背後にある夏目漱石や二笑亭主人の文明批判的性格が、狂人館のある狂気の世界と同時代風俗を映した世界を往還するプロットを生んだとする。

第3部では、精神病患者、精神医学、関連施設などを規定する各種法制度の整備が狂気といかに関わり、物語化されているかを考察する。第5章では、平林初之輔「予審調書」の会話が、精神鑑定が無根拠に利用される予審制度の密室性を浮かび上がらせるさまを分析し、第6章では小酒井不木「三つの痣」に、捜査における法医学者の暴力性の側に狂気を重ねる批判の存在を指摘、第7章では浜尾四郎「夢の殺人」では、操られない加害者という夢遊病者像に、刑法の心神喪失規定をめぐる新たなドラマツルギーを見出す。

第4部では、近代化を境に狂気の社会的な位置づけが転換する中で、前近代的な狂気の物語性や表象が、探偵小説にいかに関わっているかを考察する。第8章では、岡本綺堂の怪談「影を踏まれた女」が探偵小説的構造を持ちつつ、精神医学言説や精神分析を多用する同時代の潮流とは異なる、近代化以前の狂気解釈の多様性が描かれていると論じ、第9章では、夢野久作「笑ふ啞女」の、異能や身体性を行使して近代医学的強制を突破する狂女の姿に、前近代的狂気のポジティブティの奪回を読み解き、第10章では、岡本綺堂の捕物帳「川越次郎兵衛」がプロット進行の各局面において展開させている伴狂表象を分析し、その伝統的な表現の可能性の展開として探偵小説の狂気表現を位置づける。

第5部では、ミスリードや捜査手法といった探偵小説固有の仕掛けに狂気がいかに関わり合ったかを論じる。通俗作品への展開や社会派の台頭といったジャンルの史的展開が視野に入っていることも注目すべきだろう。第11章では江戸川乱歩「緑衣の鬼」を取り上げ、一般的狂気イメージの支える加害者としての狂人像が反転する過程で、狂気に対する通俗的まなざしの自覚が読者に喚起されることを指摘する。第12章では木々高太郎「わが女学生時代の罪」を取り上げ、戦前には狂気を解釈する道具であった精神分析の理論が失効し、臨床的治療が探偵行為に重ねられる中に、足で稼ぐ探偵の登場を位置づけている。

以上12作品を取り上げた各章において、同時代の科学や設備、法制度等をたどって各作品に描かれた狂気の意味や機能をあぶり出す手続きは一貫しており、また作品をめぐる先行研究に目を配った上で独自の視点から解釈を組み立てている点も評価できる。ただし、研究モチーフと方法がはっきり定まっているゆえに、個別の作品論としてはやや精粗が認められよう。作品の読みは論理構築の基盤であり、さらに深めることを期待したい。

各論考を通じて著者は、探偵小説が近代社会における狂気をさまざまの形で作中に取り込んでジャンル固有のドラマツルギーを構築したこと、かつそのドラマツルギーを通して狂気をめぐる近代のありようへの批評性をも発揮するジャンルであったことを明らかにした。これは十分な説得力を持つ成果であり、本論文が博士（文学）の学位に相応しいものであることは疑いない。望むべくは、そのようなジャンルの意味を、あらためてどう理解すべきか。ジャンルを成立させた近代という時代、その時代を照らし出す狂気なるものに対する、より本質論的な考察が加われば、本論文の射程はさらに広がってゆくことと思われる。